

○那賀町ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する条例

平成28年9月6日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父母等に対し、医療費の一部を助成することにより、この保健の向上に寄与し、もってひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳未満の者及び規則で定める18歳の者をいう。
- (2) ひとり親家庭等の父又は母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第2項に規定する配偶者のいない男子又は同条第1項に規定する配偶者のいない女子であつて、民法(明治29年法律第89条)第877条により現に児童を扶養しているものをいう。
- (3) ひとり親家庭の児童 民法第877条の規定によりひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童のことをいう。
- (4) 父母のない児童 父及び母と死別した児童(養子である児童にあつては実父母及び養父母の全てが死亡したものをいう。)並びにこれに準ずる児童として規則で定める者をいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)をいう。

(対象者)

第3条 この条例において医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町の区域内に住所を有する者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被保険者等若しくはその被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母
- (2) ひとり親家庭の児童
- (3) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(助成の範囲)

第4条 町は対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に対する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、(前条の第1項第1号に定める者に当たっては、入院治療に限る。)医療保険各法の規定により対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による付加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、ひとり親家庭等医療費(以下「医療費」という。)として助成する。ただし、対象者が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 医療費は、前条の第1項に想定する者のうち、ひとり親家庭等の父母が次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。ただし、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第13条の第2項第1号の規定により児童扶養手当が支給されない者のうち、その前年の所得が父又は母については同法第9条及び第10条に規定する所得と、養育者(父及び母を除き、これを監護し、かつ、生計を維持する者をいう。)については第9条の2及び第11条に規定する所得と比べて、児童扶養手当が支給される所得以下である時については、この限りでない。

(1) 児童扶養手当法第9条により児童扶養手当が支給されない者は又はそのものに監護されている児童

(2) 児童扶養手当法第9条の2により児童扶養手当が支給されない者に養育(児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。)されていない児童

(3) 児童扶養手当法第10条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

(4) 児童扶養手当法第11条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童
4 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号及び第3号に該当する者が、規定で定める手続に従い健康保険法第63条第3項第1号の保健医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局で(以下、「保健医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、那賀町は、医療費として当該診療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があったものとみなす。

6 第3項第1号及び第2号に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、規則で定める。

(審査支払期間)

第5条 那賀町長は、前条第4項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第6条 那賀町長は、第4条第1項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価格の限度において医療費の全部又は一部を助成せず、又は既に助成した医療の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第7条 那賀町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 医療費の助成を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。